

平成 30 年 11 月 26 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会について  
(2) 第 3 回定例会の課題について  
(3) 閉会中の所管事務調査について  
(4) 議員派遣について  
(5) 魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について  
(6) その他
  
- 2 調査の経過 11 月 26 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
第 3 回定例会の課題については、陳情書の取り扱いについて協議し、継続して調査することとした  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
議員派遣については、これを了承した。  
魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)については、議会運営委員会での委員会発議とすることとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会について
- (2) 第 3 回定例会の課題について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 議員派遣について
- (5) 魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- (6) その他
  - ・小出特別支援学校によるコーヒーサービスについて

2 日 時 平成 30 年 11 月 26 日 午前 9 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (9 : 00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

#### (1) 平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1)  
付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 第 4 回定例議会に当たりまして、市長からの提出事件については 20 件であります。それぞれの議案について担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

渡辺財政課長 それでは、私のほうから付議事件一覧表に基づきまして、まず補正予算関係の 5 件についてご説明申し上げます。

初めに、事件番号1番の平成30年度魚沼市一般会計補正予算（第5号）の補正内容についてでございます。歳入では、歳出予算に関連する国県支出金及び市債のほか、市有財産の売却に伴う財産収入を追加する一方、これまでの補正予算、第4号までで計上していた財政調整基金繰入金の減額調整。歳出では、県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定や職員の人事異動などに伴い、総額として減額となる、議員、特別職を含む職員給与費関係予算を調整するほか、今夏の猛暑を受けて国をあげて取り組む学校施設への空調設備の整備経費、アスベスト対策が必要となる施設、道光の展望台でございますが、こちらの解体経費、後期高齢者医療特別会計への繰出金、地域医療連携ネットワーク、米ネットでございますが、こちらの更新負担金、これらの追加などが、それぞれ主な内容となっております。また、このほかに、債務負担行為の追加及び地方債の変更に係る補正もお願いするものでございます。

次に、事件番号2番の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補正内容は、歳入では、前年度繰越金のほか、一般会計繰入金の追加。歳出では、前年度療養給付費負担金の精算などに伴う広域連合への納付金の追加が主なものであります。

次に、事件番号3番から5番のガス事業会計補正予算（第2号）、水道事業会計補正予算（第1号）及び下水道事業会計補正予算（第1号）の補正内容は、いずれも県人事委員会勧告に準拠した職員の給与改定や職員の人事異動に伴う職員給与費について、それぞれ収益的収支予算及び資本的収支予算の支出予算を調整するものでございます。

森山総務課長　次に、事件番号6番、平成31年度組織機構改編に伴う関係条例の整備については、平成31年度に組織機構を改編するに当たり、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号7番、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、今年度の新潟県人事委員会勧告に準拠した一般職の給与改定に準じて行う、特別職の職員の期末手当支給月数の改定に合わせて、市議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

続きまして、8番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、一般職の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

次に、事件番号9番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、平成30年度新潟県人事委員会勧告に準拠した、一般職の給与の改定を行うものであります。

事件番号10番、魚沼市地域運動広場条例の一部改正については、この条例に定める運動広場の現状の管理状況に合わせるため、所要の改正を行うものであります。

事件番号11番、魚沼市文化会館条例の一部改正については、文化会館における貸館について、利用時間の超過にかかる使用料金を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

事件番号12番、魚沼市体育施設条例の一部改正については、入広瀬中学校体育館を社会体育施設とすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、13番、魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

渡辺財政課長 次に、事件番号 14 番、魚沼市同報系防災行政無線デジタル化工事請負契約の締結については、仮契約を締結した本工事請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 15 番から 17 番につきましては、更新予定の 3 件、3 施設に係る指定管理者の指定についてであります。これらにつきましては、それぞれ指定希望団体から申請を受け、指定管理者選定委員会において審査を行い、それぞれの指定管理者の候補者に選定したものであり、これらを指定管理者として指定するために、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、それぞれ議決をお願いするものであります。

森山総務課長 続きまして、事件番号 18 番、字の変更については、舟山地区で実施している県営畑地帯総合整備事業における換地処分を行うため、字の変更を行いたく、地方自治法第 260 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、事件番号 19 番、市有財産の貸付けについて（大原スキー場）は、9 月議会において大原スキー場における索道施設等貸借契約の議決をいただいておりますが、貸付地について再調査した結果、未契約の市有地がありましたので、この当該市有財産を追加して無償で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、事件番号 20 番、教育委員会委員の任命については、平成 31 年 1 月 31 日をもって任期が満了される教育委員の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

関矢委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 19 番なんですけど、大原スキー場の関係は最終日の議決ということになるんですけども、それで大原スキー場の事業が間に合うのかどうか、その辺についてお伺いします。

森山総務課長 担当のほうは北部振興事務所になりますが、なんとかそれで間に合わせたいという意向でございます。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「平成 30 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

関矢委員長 ただいま説明のあった議長受付事件について、質疑はありませんか。

本田委員 確認だけさせていただきたいと思います。総務委員会でございますけれども、瑕疵担保請求に対する調査報告書がまとまりましたけれども、これの扱いというのはどうなるのか。委員長報告をしてということになるかと思いますが、改めてこの議会運営委員会のほうで確認だけさせていただきたいと思います。瑕疵担保請求の報告書の流れ、今後どうするのかということ、議長の範疇になるかと思うんですが。

関矢委員長 ここでしばらくの間、休憩いたします。

休 憩（9：13）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（9：14）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。ただいま質疑がありました。議長のほうで受け付けておりますので、あとは議長のほうで今後のことについては判断するということがよろしいでしょうか。ほかにありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けるとにしたいと思えます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議長受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「平成30年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）について説明）

関矢委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。次に、ウ、急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することとします。

関矢委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決定することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で決定することでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## （2）第3回定例会の課題について

関矢委員長 日程第2、第3回定例会の課題についてを議題とします。この後の日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 ありません。

関矢委員長 委員の皆さんから執行部に対して何かありませんか。（なし）ないようですので、私のほうから1点お願いします。小出特別支援学校によるコーヒースerviceについてであります。ことしも小出特別支援学校高等部の皆様によるコーヒースerviceを実施い

ただくものであります。期日は、一般質問の1日目、12月6日、木曜日の昼休み時間中とし、場所は、昨年同様に議長室隣の執行部控え室をお借りすることといたします。執行部の皆さんの控え室は和室になりますのでご協力をお願いいたします。ほかにございませんか。(なし)なければ、これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (9:20)

執行部退席

再 開 (9:21)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。配付資料をご覧ください。9月定例会の課題の取り扱いについてであります。前回の議会運営委員会で協議をさせていただきましたが、結論を持ち越し、継続とさせていただいている課題、陳情書の取り扱いについてであります。各会派の代表者には会派内で検討をしていただくように依頼をさせていただいておりますので、順次発言をお願いします。

渡辺委員(しんせいクラブ) 陳情書の取り扱いにつきましては、陳情者が説明できる場合は、今までどおり付託とする。陳情者の方が持ってきたときに確認することによって、できないという場合には配付にするということで、うちの会派は考えております。

本田委員(新魚沼クラブ) 当会派でございますが、入り口の話からすみません。皆さんの意見を聞いて、趣旨はわからなくてもないという話で、再度協議させていただきました。結論といたしましては、陳情につきましては配付のみです。持参した場合も、郵送した場合も配付のみであります。ただし、委員会重視の魚沼市議会でありますので、積極的に請願について出していきたいと、そういった仕組みづくりが必要なんではないかと思っております。ホームページ上でも、紹介議員のところにもありますし、陳情、請願の受け付けのところに議員紹介欄でぜひ紹介議員を活用してくださいという旨のことを書いてですね、ぜひ請願として国や市などに出していきたい場合は、請願として出していきたいというような仕組みをつくっていただきたいと考えております。陳情につきましては、原則配付のみということでお願いします。

佐藤(敏)委員(創生市民の会) 郵送分は文書配付、持参の場合は、提出者が陳情内容の説明又は参考人として出席か可能か確認し、請願と同じ扱いとする。出席ができない場合は、文書配付のみとする。以上です。

大屋委員(日本共産党) 創生市民の会と大体同じですが、一つ、今の要綱だと、おそらく陳情者の中に名前がない人が参考人として行くことはできない方向になっていると思うんですが、その構成団体の一員であれば参考人として出られるという状況であれば、陳情も委員会付託にしたらどうかと思います。要するに、新潟県のほうに何かの団体があって、その中に魚沼市の構成員がいて、とつても新潟から行かないけれど、魚沼市の構成員の誰々呼んで、この人から参考人として説明行ってもらおうというようなことができるのであれば、それも付託する。その場合、事務局長、内容を変えなければだめですか。

櫻井議会事務局長　　そういうことです。

関矢委員長　　各会派からご意見をいただきましたが、皆さんから、今の意見を聞いてご意見がある方はお伺いしたいと思います。

渡辺委員　　まず2点。日本共産党さんの場合なんですけれども、その場合、代表者に対してこちらの側から説明を依頼すると。代表者のほうがその構成員の中からどなたか、この人を指名するというような書き方の書類とかをつくるようなイメージでよろしいでしょうか。

大屋委員　　そういう形でもいいし、それが一番いいかな。代表者からこの人を参考人にしたというものを提出してもらって、参考人で地元にいる方が出ていくような形でもいいと思います。

渡辺委員　　その辺は皆さんと合意が図れればと思います。もう1点は、先ほど新魚沼クラブさんのほうからは、すべて配付のみということで、できれば請願にいていただけるようにホームページでご案内を出すということなんです。積極的に請願としていただくというところについてはホームページで書いていただくのは構わないんですが、ただ、逆に、そうなると議員の側がいろんな方からお願いされてくる形になると思います。こういう言い方、変なんです。むやみやたらになかなか議員としてはなれない場合もあるかなということが生じてくるかなと。そうなってくると、あり得ないかもしれないんですけど、すべて議員があまりいい顔しなかったとしても、その人の趣旨説明なりを拒まないためのところはどういうふうにお考えですか。

本田委員　　お願いされることについては、それは我々の仕事ですので、それはいろんな人からいろんな方向から話いただけるのはありがたい話であって、邪険にするような話ではないが一つ。すべて断られたという話でしょうけれども、それはそれで、また、そういう結果だということなんで、残念ながらということになるかと思います。ただ、こちらも言葉足らずだったんですが、陳情者が議会で委員会で話をしたいという場合であれば、該当すると思われる委員会が、その当事者が申し出たいという話であれば、それは委員会の合意が得られれば来ていただいて、話を聞くことも可能でありますし、その先はまた委員会が考えればいいわけでありますので、その辺は、私も細かいところはまだイメージなんです。ある程度、委員会の中でも流動的に運用できるのかなと思っておりますので、基本的には配付のみ。様々なケースがある場合は、委員会の中で委員の皆さんで相談して決めるという方法もあろうかなと思っております。

渡辺委員　　今の陳情の場合は、陳情者からの趣旨説明したいというのは、入っていたんでしょうか。請願者側が説明したいということを申し出ることは可能ですか。

関矢委員長　　ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（9：30）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（9：31）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。

渡辺委員 そうしますと、今現状でも本人のほうからの申し出があればできるということになっているんですが、ただ原則配付という形になった時の整合性というあたりを、本人から申し出があった時には付託にするということになると、そのあたりを、ちょっと整合性を書かなきゃいけないのかなと思うんですけど。

本田委員 整合性という話が出ましたけれども、あくまで手続き上に則ってやっているだけの話であって、整合性は取れているのかなと思います。むしろ郵送だけが配付で、本人持参が委員会付託のほうがよっぽど整合性が取れないと私は思ったので、会派のほうの話はそういう話が出ましたので、原則配付という結論になったというところであります。

渡辺委員 そうすると、ホームページ上には陳情は原則配付です。ただしご本人のほうから付託してほしいということで説明できるのであれば受けますというような形になるんでしょうか。

本田委員 どちらかという委員会活性の意味も含めて、紹介議員制のほうがいいだろうという話が会派でまとまりました。なんでかという、こういう修羅の世界に自ら赴いてくるといのは、よっぽどの決意がないと、なかなか来づらいところもあるかと思います。一方で、議員活性化という意味合いであれば、紹介議員であれば紹介議員の皆さん、勉強してきます。やっぱり思いを語っていただくというところでは共感をしやすいところもあるかと思います。議会の活性化という意味合いからも、まずは請願をどうぞ。ただ、こういう本人の思いを話す方法もありますよというところで、渡辺委員のおっしゃるとおりだと思いますけど、我々の認識としてはそんな流れでお願いしたいと思います。

関矢委員長 ここでしばらくの間、休憩とし、休憩中に自由討議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし)しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (9 : 33)

休憩中に自由討議

<陳情の取り扱いについて>

- ・皆さんのご意見の方向性は、大体同じではないかと思われる。
- ・「陳情者もしくはその構成員のメンバーが議会の中で説明するときは委員会付託をする。そうでなければ配付のみにする。」又は「原則配付のみにして、陳情者又はその構成員が議会の中で説明するときは委員会付託をする。」
- ・「できないときは配付のみ」か、最初から「説明を受ける場合は付託をする」という時間の差の問題。表記の差。
- ・わかりやすいのは、「原則配付。ただし議会に来て説明をされる方については委員会付託にする。」形だと思う。

<委員会付託の手続き等について>

- ・請願をどうぞというの、外に向けてはわかりやすいと思う。
- ・本人の申し出があれば、陳情が出された時点でどこの委員会が持つというところまで決めておかなければならないということになる。

- ・扱いを委員会に任せるということは意味があると思うが、その前段の部分が手続的に厳しい気がする。
- ・委員会に付託するワンアクションが心配ということ。
- ・委員会に付託しますというの外には言えるが、紹介議員と違い、参考人で呼ぶには委員会で議決してもらわないと来ていただけない。
- ・議運で委員会の日程が決まらないと、受けられなくなるのではないか。
- ・提出される方の都合も考えてやらないとならない。
- ・そういった中では、請願の方向にもっていくという考え方もある。

#### <問題点の確認>

- ・請願の場合は、紹介議員に説明してもらって、質疑もできるから議論が深まる。陳情の場合は、今まで陳情者なり構成団体が来て説明をして、質疑をすることがなかったので、こういう問題が出た。こういう問題を解決するには、陳情であってもここに来て説明できる条件が必要だと思う。
- ・委員会の議論が深まるような形にしていくにはどうしたらいいかということで、この問題は出ている。

#### <まとめ>

- ・陳情であっても、委員会で説明ができる場合は委員会付託をする。委員会で説明できない場合は文書配付にする方向でいいか。
- ・この方向の中で、表記の方法、又は委員会条例の中にどこまで抵触するか、調査をした中で、後日皆さんから確認をしていただきたい。

再 開（9：42）

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。陳情書の取り扱いについては、原則として陳情者が委員会に来て説明ができる場合については、委員会付託にする。できない場合については文書配付にするという方向の中で、委員会条例等をもう一度精査をした中で、要綱等の手直し又は委員会条例に抵触するようであれば条例の改正ということで考えたいと思いますので、このままもう少し継続で調査をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。

### （3）閉会中の所管事務調査について

関矢委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

### （4）議員派遣について

関矢委員長 日程第4、議員派遣についてを議題とします。お手元に配付のとおり、平成30年12月13日、魚沼醸造株式会社水の郷工場新築工事竣工式の参加については、配付資料の内容で議員派遣をすることとし、議会初日に議長発議とすることでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、開会中の議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

#### **（5）魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について**

関矢委員長 日程第5、魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。本件は、11月22日の全員協議会で事務局より説明のあった条例改正であります。説明の中で、例規審査過程において2段ロケット方式でなくとも、分離型での改正も可能との説明がありました。いずれの改正においても、改正内容には相違はありません。本条例の改正は、本議会運営委員会においての発議でありますので、2段ロケットとするか、分離型とするか皆さんのご意見を伺いたいと思います。配付資料がありますので、まずは資料の説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案1）」「魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案2）」により説明）

関矢委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終わります。皆さんからご意見を伺いたいと思います。

佐藤（肇）委員 2月議会、6月でもいいという分離方式というのもわかるんですけども、やはり同じ中身でやるわけですので、今回1回でできれば一番いいのかなと思いました。

渡辺委員 私も、2回提案する形になるかと思っておりますので、1回の提案のほうがわかりやすいと思います。

関矢委員長 ほかにありませんか。（なし）なければ、今ほどご意見がありましたように、全協で説明があった2段ロケット方式、1回の提案で1条、2条にして条例を改正することによろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。委員会条例の一部改正につきましては、2段ロケット方式とし、最終日に委員会発議により提案、即決とさせていただきます。ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

#### **（6）その他**

##### **・小出特別支援学校によるコーヒーサービスについて**

関矢委員長 日程第6、その他についてを議題とします。まず、小出特別支援学校によるコーヒーサービスについてであります。本件については、前回の議会運営委員会で諮らさせていただき、全員協議会で確認をさせていただいたものであります。ことしも小出特別支援学校高等部の皆様によるコーヒーサービスを実施いただくものであります。期日は一般質問の1日目、12月6日、木曜日の昼休み時間中とし、場所は昨年同様に議長室隣の執行部控え室をお借りすることといたします。議員、執行部の大勢の皆様から参加いただき、特

別支援学校の生徒さんたちの喫茶サービス学習の目的が達成されますよう、ご協力をお願いいたします。事務局長より補足説明はありませんか。

櫻井議会事務局長　撮影についてであります。ことしは撮影不可な生徒さんがおりませんので、スマホなどでの撮影は可能です。また、コーヒーサービスに加え、ことしは生徒さんたちの製作作品の斡旋も行っていただきます。コーヒーは無料ですが、生徒さんたちの製作作品については若干であります。材料代程度の値段がついておりますので、そちらの購入も、ぜひとも皆様からご協力をいただきたいと思います。

関矢委員長　ただいまの説明に質疑はございませんか。(なし) ないようでありますので、本件については以上といたします。当日は、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。その他、協議事項はありませんか。(なし) ないようでありますので、これで日程第6、その他についてを終わります。本日の会議録については、委員長に一任願います。議会運営委員会は、これで閉会いたします。

閉　　会（9：52）